

藤枝法人会報



〈(東名高速道路)大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ開通〉

No. 104

平成28年6月発行

発行所 公益社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝4丁目7-16 (藤枝商工会議所 2F)

TEL (054) 643 - 8410 FAX (054) 645 - 1310

E-mail svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp

URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>



めざします 企業の繁栄と社会への貢献

会 員
募集中

公益社団法人 藤枝法人会 第4回定時総会開催

とき：平成28年5月19日(木)
会場：ホテルアンビア松風閣

公益社団法人藤枝法人会 第4回定時総会を、5月19日(木)ホテルアンビア松風閣を会場に、藤枝税務署長 伊藤和義様、静岡県藤枝財務事務所長 渡辺直巳様、東海税理士会藤枝支部 副支部長 増田和宏様をはじめ多数のご来賓のご臨席を賜り開催致しました。

決議事項の第1号議案 平成27年度決算承認の件、第2号議案 理事選任(案)承認の件は異議なく承認可決され終了しました。

最後に、ご来賓を代表して藤枝税務署長 伊藤和義様、静岡県藤枝財務事務所長 渡辺直巳様、東海税理士会藤枝支部 副支部長 増田和宏様の3名の方々にご祝辞をいただきました。

記念講演会は、一般参加の聴講者も加わり、講師に政治アナリスト 伊藤惇夫氏をお迎えし、「安倍政権の課題とこの国の行方」と題してご講演いただきました。

- 公益社団法人藤枝法人会
第4回定時総会次第
- 一 開会の辞
 - 二 会長あいさつ
 - 三 議長退任
 - 四 定足数の確認
 - 五 議事録署名人進出
 - 六 議事
 - (一) 決議事項
 - 第一号議案 平成27年度決算承認の件
 - 監査報告
 - 第二号議案 理事選任(案)承認の件
 - (二) 報告事項
 - ① 平成27年度事業報告
 - ② 平成28年度事業計画及び収支予算
 - ③ 平成29年度税制改正要綱について
 - 七 来賓祝辞
 - 八 閉会の辞

(司会) 坪井総務厚生委員長



ご来賓の皆様方



牧田会長 挨拶



〈ご祝辞〉

伊藤税務署長 様



渡辺財務事務所長 様



増田税理士会副支部長 様



自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日

I.概 況

公益社団法人としての使命を達成するために、税知識の普及、納税意識の高揚とe-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及推進、税制提言事業、経営支援事業、地域社会貢献事業等、公益目的事業に主軸を置き様々な活動を展開して参りました。

また、会組織の強化、財政基盤強化のため、本会・青年部会・女性部会一体となって会員拡充に努めました。

II.主な活動は次のとおりです。

<公益目的事業>

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

(1) 税制・税務に関する研修会・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、税制・税務を中心とした研修会・講演会・セミナーを、専門的知識を有する講師により実施し、税知識の普及による納税意識の高揚に努めました。

(2) 税制・税務の普及広報事業

税制・税務に関する研修会・講演会・セミナーの充実を図るとともに、「藤枝法人会報」No101・No102・No103の発行・配布及び全法連機関紙「ほうじん」春号・夏号・秋号・新年号を配布しました。

また、e-Taxの利用拡大につきましては、藤枝税務署と連携協調を図りながら、本会が開催する会議、研修会、講演会、会報を通し、積極的利用を呼びかけました。また当会ホームページ上にもe-Tax等のバナーを設置し一般の企業及び市民に対する税務の普及啓発活動に努めました。

(3) 税の啓発及び租税教育事業

次世代を担う児童や生徒に税金への理解と関心を深める目的で、小学生対象の夏休み親子税金教室、大学生対象の租税教室を実施しました。また、小学生対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しました。

(4) 税制改正への提言事業

①全法連において、全国の中小企業に租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な課税、税制・税務に関する提言を行うため、全国各法人会から税制に関する要望意見を取りまとめて、税制改正の提言を決議し、法人会全国大会で発表後、関係機関等に対し要望活動を実施しました。

②会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、当会にて作成した税制要望アンケートを実施し、税制に関する意見要望を取りまとめ、一般社団法人静岡県法人会連合会、公益財団法人全国法人会総連合に上申しました。

2. 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

(1) 講座・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、経済・経営、法律、文化・教養をテーマとした講演会・セミナーを、専門的知識を有する講師により実施しました。

(2) 地域社会への貢献事業

- ①地域イベント「藤まつり」への参加
- ②家庭内におけるピーク時間の使用電力削減を目指した「いちごプロジェクト」の推進
- ③地域福祉団体「おのころ島」への協賛

<収益事業等>

1. 会員の福利厚生等に資する事業

(1) 財政基盤強化のため、大同生命保険株式会社、A I U損害保険株式会社、アメリカンファミリー生命保険会社と連携を密にし、また、福利厚生制度収入「3年10億円増収計画」特別委員会を設置し、更なる法人会の福利厚生制度の推進に努めました。

(2) 地元医療機関（藤枝平成記念病院・西焼津健診センター・志太医師会検診センター）と提携し会員の健康管理をアシストしました。

(3) 中小企業向け貸倒保障制度を推進しました。（引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社）

(4) 簡易保険払込制度を利活用しました。

2. 会組織の充実を図ること及び全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業

(1) 会員支援事業

以下の、会員サービスのPR、利用促進に努めました。

- ①協力弁護士制度
- ②広告チラシ同封配布サービス
- ③講演放送局

- ④ネットで学習 e ラーニング「らくらく仕事塾」
- ⑤法人会提携ローン
- ⑥ウィークリーメールマガジン「社会・経済のうごき新聞（通称：どっと読む）」の無料配信
- ⑦「早割電報」紹介サービス
- ⑧インターネットでセミナー受講「セミナーオンデマンドサービス」
- ⑨事業承継支援制度
- ⑩新サービス：会員特典カード「法人会メリットカード」の利用及び特約店募集
- (2) 会員親睦事業
会員相互の親睦や異業種交流を目的に、観劇会、研修旅行、意見交換会、賀詞交歓会等の親睦事業を行いました。
- (3) 組織の充実・強化
組織基盤強化のために、平成27年度会員拡充推進計画を立案し、本会・支部役員・各部会が一体となり会員増強運動を展開しました。その結果、3月末における会員数は、2,941社・個人賛助会員4名となりました。
- (4) 諸会議の開催
 - ①定時総会の開催
 - ②理事会の開催
 - ③各委員会の開催
 - ④福利厚生制度収入「3年10億円増収計画」特別委員会の開催
 - ⑤その他必要な会議の開催
- (5) 法人会相互の連絡協調
 - ①一般社団法人静岡県法人会連合会の事業運営への協力
 - ②東海法人会連合会との連携
 - ③公益財団法人全国法人会総連合との連携

3. 管理関係

- (1) 定款や諸規程の適正な運用に努めました。
- (2) 事務運営体制等の充実を図りました。

4. 表彰関係（順不同・敬称略、役職は表彰時で記載）

- (1) 平成27年度公益財団法人全国法人会総連合 功労者表彰

(公社)藤枝法人会	副会長	(株)コヤマ	取締役会長	小山明良
(公社)藤枝法人会	理事	(株)倉嶋自動車商会	代表取締役	倉嶋伸康
- (2) 平成27年度一般社団法人静岡県法人会連合会 特別功労役員等表彰

(公社)藤枝法人会	理事	(株)佐藤工業所	代表取締役	佐藤輝男
-----------	----	----------	-------	------
- (3) 平成27年度一般社団法人静岡県法人会連合会会長表彰
 - <功労法人表彰>

青島ポンプ工業(株)	代表取締役	青島直久
(株)コハラ	代表取締役社長	小原照光
(有)静岡経営労務管理センター	代表取締役	伊藤彰彦
(株)鈴木鉄工所	代表取締役	曾根 寛
(株)ツチャコーポレーション	代表取締役社長	土屋富久夫
東海ガス(株)	代表取締役社長	藪崎正義
(株)藤枝江崎新聞店	代表取締役	江崎晴城
丸天淡水魚(株)	取締役会長	天野武夫
 - <会員たる法人の役職員表彰>

東海造船運輸(株)	取締役総務部長	櫻井達也
(株)マルハチ村松	経理部部長	橋村芳彦
焼津蒲鉾商工業(協)	事務局長兼参事	池ノ谷政利
焼津漁業(協)	経理部次長	白石一二朗
- (4) 平成26年度県連単位会表彰<藤枝法人会関係>
 - <会員増強表彰>
 努力賞（加入率60%以上を3年間維持）
 - <研修参加率向上表彰>
 研修参加率向上賞（研修参加率前年比3%以上増加）
 - <福利厚生制度重点項目推進特別表彰>
 ビジネスガード推進表彰（収入保険料進展率第2位）

貸借対照表

平成28年 3月31日現在

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	198,498	75,583	122,915
普通預金	14,281,534	13,551,890	729,644
流動資産合計	14,480,032	13,627,473	852,559
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	44,000,000	44,000,000	0
基本財産合計	44,000,000	44,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	11,451,400	10,823,323	628,077
減価償却引当資産	3,304,670	2,766,062	538,608
事務改善引当資産	3,000,000	3,000,000	0
部会周年行事引当資産	1,150,000	1,050,000	100,000
特定資産合計	18,906,070	17,639,385	1,266,685
(3) その他固定資産			
車両運搬具	1	1	0
什器備品	807,915	1,346,523	△ 538,608
電話加入権	72,800	72,800	0
その他固定資産合計	880,716	1,419,324	△ 538,608
固定資産合計	63,786,786	63,058,709	728,077
資産合計	78,266,818	76,686,182	1,580,636
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	0	0
預り金	0	0	0
未払法人税等	71,000	71,000	0
流動負債合計	71,000	71,000	0
2. 固定負債			
退職給付引当金	11,451,400	10,823,323	628,077
固定負債合計	11,451,400	10,823,323	628,077
負債合計	11,522,400	10,894,323	628,077
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	-	-	-
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	66,744,418	65,791,859	952,559
(うち基本財産への充当額)	(44,000,000)	(44,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(7,454,670)	(6,816,062)	(638,608)
正味財産合計	66,744,418	65,791,859	952,559
負債及び正味財産合計	78,266,818	76,686,182	1,580,636

HPでの情報公開

当会ホームページ

<http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>

にて情報公開しております



税制改正の あらまし

速報版



I 法人税関係

1. 法人税率の引下げ

法人税の税率（現行23.9%）が平成28年度から23.4%、平成30年度から23.2%に引き下げられます。併せて、法人事業税所得割の税率も引き下げられるため（「II 地方税関係1」参照）、法人実効税率は次のとおりとなります。

	現行	改正案	
		平成28年度	平成30年度
法人税率	23.9%	23.4%	23.2%
法人事業税所得割 ※28年度までは地方法人特別税を含む ※年800万円超所得分の標準税率	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	32.11%	29.97%	29.74%

適用時期

平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

2. 減価償却制度の見直し

建物附属設備、構築物の償却方法について、定率法が廃止され、定額法に一本化されます。また、鉱業用減価償却資産（建物、建物附属設備、構築物に限る）については定額法又は生産高比例法との選択制となります。なお、リース期間定額法、取替法等は存置されます。

適用時期

平成28年4月1日以後に取得をする建物附属設備、構築物、鉱業用の建物の償却について適用されます。

3. 欠損金の繰越控除制度等の見直し

平成27年度税制改正で見直された中小法人等を除いた法人の青色欠損金、災害損失金、連結欠損金の繰越控除制度について、企業経営への影響を平準化する観点から更なる見直しを実施し、次のとおりとされます。

		現行	平成28年度	平成29年度	平成30年度
控除限度割合	改正前	65%	65%	50%	50%
	改正後	—	60%	55%	50%
繰越期間	改正前	9年	9年	10年	10年
	改正後	—	9年	9年	10年

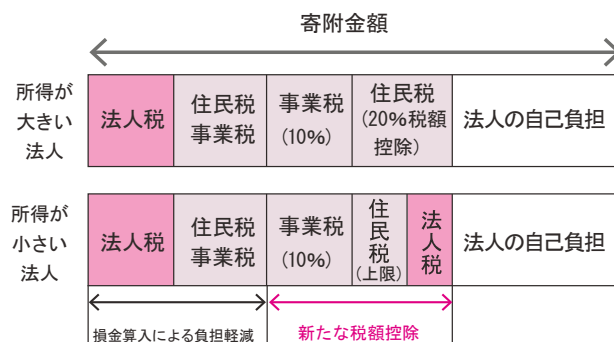
また、欠損金の繰越控除の適用に係る帳簿書類の保存期間、欠損金額に係る更正の期間制限及び更正の請求期間を10年とする適用事業年度は、それぞれ平成30年4月1日以後に開始する事業年度とされます。

適用時期

平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

4. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

地方公共団体への寄附について、約3割の負担が軽減される現行の損金算入措置に加え、①法人事業税で寄附金額の10%（上限：税額の20%。ただし、平成29年度以降は15%）、②法人住民税で寄附金額の20%（同20%）、③法人税（同5%）では②で控除しきれなかった金額と寄附金額の10%のうちいずれか少ない金額が税額控除されます。対象は、地方公共団体が行う地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業（国が認定）に対して法人が行った寄附で、三大都市圏にある交付税不交付団体などへの寄附は対象外です。



適用時期

改正地域再生法の施行の日から平成32年3月31日までに支出した寄附について適用されます。

5. 中小法人の交際費課税の特例の延長

中小法人の交際費課税の特例（定額控除限度額800万円まで損金算入可）の適用期限が2年延長されます。また、交際費等のうち、接待飲食費の50%までを損金算入できる措置（大法人も適用可）も適用期限が延長されます。中小法人の場合は、選択適用が可能です。

適用時期

いずれの措置も平成30年3月31日までに開始する各事業年度まで適用期限が延長されます。

6. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、その適用期限が2年延長されます。なお、その適用対象者から、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人は除外されます。

この制度は、中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）することができる措置です。

適用時期
平成30年3月31日の取得等まで適用期限が延長されます。

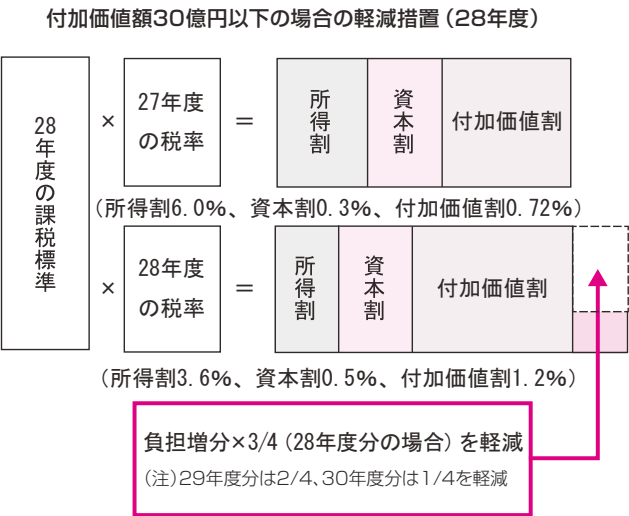
II 地方税関係

1. 法人事業税の税率引下げと外形標準課税の拡大

(1) 法人事業税の税率の改正
資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率が次のとおりとなります。

	現行	改正案
付加価値割	0.72%	1.2%
資本割	0.3%	0.5%
所得割 (年 800 万円超の所得分)	6.0%	3.6%

(2) 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置
外形標準課税の拡大に伴う急激な負担変動を軽減する観点から、負担増となる法人のうち付加価値額が40億円未満の法人について、旧税率よりも負担増となる増額部分の一定割合を事業税額から控除する措置が設けられます。



* 付加価値額30億円超40億円未満の場合は、上記の軽減率を縮小

適用時期
平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

2. 中小企業者等が取得した生産性向上設備に係る固定資産税の特例措置の創設

一定の中小企業者等（注）が①1台または1基の取得価額が160万円以上で、②生産性を1%以上向上させる、③販売開始から10年以内の機械装置を新規取得した場合、当初3年間の固定資産税の課税標準を2分の1に軽減する特例が創設されます。

（注）一定の中小企業者等とは、次の法人又は個人をいいます。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本若しくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

適用時期
中小企業の生産性向上に関する法律（仮称）の施行日から平成31年3月31日までの間に取得をした場合に適用されます。

III 所得税関係

1. 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設

空き家の発生を抑制するため、親などが亡くなって空き家になった一定の住宅を、相続人が耐震リフォームをするか更地にして売却した場合、譲渡所得から3,000万円を特別控除する特例が創設されます。

適用時期
平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に行う1億円以下の住宅又は更地の売却に適用されます。

2. 三世代同居に対応した住宅リフォームを行う場合の特例の創設

世代間の助け合いによる子育てを支援する観点から、三世代同居に対応した住宅リフォームを行い、キッチン、浴室、トイレ、玄関のうち少なくとも1つを増設し、改修後にこれらのうちいずれか2つ以上が複数となった場合、標準工事費などの一定割合を所得税から税額控除する特例が創設されます。

標準的な工事費等の10%相当額（上限25万円）、もしくは工事等に係るローン残高の2%（5年間、最大控除額62万5,000円）から選択適用できます。

適用時期
平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に対象工事を含む増改築等を行い、居住の用に供した場合に適用されます。

3. スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

スイッチOTC医薬品（注）の使用を推進する観点から、健康の維持増進および疾病の予防への取組を行う個人がスイッチOTC医薬品の年間の合計購入額が1万2,000円を超える場合には、その超える部分の金額（上限8万8,000円）を所得控除できる特例が創設されます。

（注）「スイッチOTC医薬品」とは、医療用から要指導・一般用の市販薬に転換された薬をいいます。「OTC医薬品」とは、Over The Counterの略で、薬局のカウンターで購入することができる医薬品、つまり市販薬をいいます。

適用時期

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に購入したスイッチOTC医薬品について適用されます。

4. 通勤手当の非課税限度額の引上げ

通勤手当の非課税限度額が月額15万円（現行：10万円）に引き上げられます。

適用時期

平成28年1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。

Ⅳ 消費税関係

軽減税率制度の導入

消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月から軽減税率制度が導入されます。

(1) 軽減税率の対象品目

- イ 飲食物品（食品表示法に規定する食品をいい、酒類及び外食サービスを除きます）
- ロ 週2回以上発行される新聞の定期購読料

外食サービスと外食に当たらないケースの区分例（案）

標準税率 （「外食」に当たるケース）	軽減税率 （「外食」に当たらないケース）
牛丼屋・ハンバーガー店での 店内飲食	牛丼屋・ハンバーガー店のテイク アウト
そば屋の店内飲食	そば屋の出前
ピザ屋の店内飲食	ピザの宅配
フードコートでの飲食	屋台での軽食（テーブル、椅子 等の飲食設備がない場合）
寿司屋での店内飲食	寿司屋のお土産
コンビニのイートインコーナーでの 飲食を前提に提供される飲食物品	コンビニの弁当・惣菜（持ち帰り が可能な状態で販売される場合）
ケータリング・出張料理	有料老人ホーム等での食事の提供

(2) 軽減税率

8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）

適用時期

平成29年4月1日以後に行う資産の譲渡等について適用されます。

(3) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入

平成33年4月から、登録を受けた課税事業者が交付する適格請求書（右図参照）及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となる適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。

登録を受けた「適格請求書発行事業者」は、適格請求書の交付が義務付けられ、不正発行を行った場合の罰則規定が設けられます。

なお、税額計算の方法は、適格請求書の税額の「積上げ計算」と、税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」の選択制となります。

適用時期

平成33年4月1日以後に行う資産の譲渡等について適用されます。

(4) 適格請求書等保存方式導入までの経過措置

① 区分記載請求書等保存方式

適格請求書等保存方式が導入されるまでの間、仕入税額控除制度については、現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置が講じられます。

具体的には、請求書等の記載事項に「軽減税率の対象品目」である旨と「税率ごとに合計した対価の額」を記載することとなります。前記の記載事項については、請求書等の交付を受けた事業者が事実に基づいて追記することが認められます。

なお、税額の計算方法は、現行通り、適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」が維持されます。

区分経理の方法の比較

区分記載請求書	適格請求書
請求書 〇〇御中 11月分 21,800 円(税込) 11/1 食料品 ※5,400 円 11/8 雑貨 5,500 円 ⋮ 合計 21,800 円 (10%対象 11,000 円) (8%対象 10,800 円) △△(株) ※印は軽減税率(8%)適用商品	請求書 〇〇御中 11月分 20,000 円(本体) 11/1 食料品 ※5,000 円 11/8 雑貨 5,000 円 ⋮ 合計 20,000 円 消費税 1,800 円 (10%対象 10,000 円 消費税 1,000 円) (8%対象 10,000 円 消費税 800 円) △△(株) 登録番号・…… ※印は軽減税率(8%)適用商品
区分記載請求書の記載事項 ①請求書発行者の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④対価の額 ⑤請求書受領者の氏名又は名称 ⑥軽減税率の対象品目である旨 ⑦税率ごとに合計した対価の額 (注) ⑥⑦の記載のない請求書等については、買い手が事実に基づき追記できます。	適格請求書の記載事項 ①請求書発行者の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④対価の額 ⑤請求書受領者の氏名又は名称 ⑥軽減税率の対象品目である旨 ⑦税率ごとに合計した対価の額 ⑧登録番号 ⑨消費税額

② 売上税額の計算の特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者については、売上げの一定割合（軽減税率売上割合）を軽減税率対象品目の売上げとして計算することができる特例が設けられます。基準期間における課税売上高が5,000万円以下の中小事業者は軽減税率制度の導入から4年間、中小事業者以外は軽減税率制度導入から1年間、特例を選択することが可能となります。

③ 仕入税額の計算の特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者については、仕入れの一定割合（軽減税率仕入割合）を軽減税率対象品目の仕入れとして計算することができる特例が設けられます。軽減税率制度の導入から1年間、特例を選択することが可能となります。

適用時期

平成29年4月1日から平成33年3月31日までの間に行う資産の譲渡等について適用されます。

(5) 適格請求書等保存方式導入後の経過措置

適格請求書等保存方式導入後6年間、免税事業者からの課税仕入れについて、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等を保存している場合には、以下のとおり一定割合の仕入税額控除が認められます。

- ① 平成33年4月1日から平成36年3月31日までの間に免税事業者等から行った課税仕入れ
⇒80%の仕入税額控除
- ② 平成36年4月1日から平成39年3月31日までの間に免税事業者等から行った課税仕入れ
⇒50%の仕入税額控除

適用時期

平成33年4月1日から平成39年3月31日まで間に免税事業者から行う課税仕入れについて適用できます。

V 相続税・贈与税関係

結婚・子育て資金の一括贈与の範囲の明確化

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、その対象となる不妊治療に要する費用には薬局に支払われるものが含まれることとなります。

適用時期

上記の措置は、内閣府告示の改正を前提に、適用されることとなります。

VI その他

1. 国税クレジットカード納付の創設

国税のクレジットカードによる納付が可能になります。対象は、納付書で納付できる国税で、税目、納税額については、基本的に制限はありません。ただし、クレジットカード会社の取扱い上、1,000万円未満に限定される見込みです。クレジットカードの利用手数料は、現行の地方税における取扱いと同様、納税者の負担となります。

適用時期

平成29年1月4日以後にクレジットカード会社に国税の納付を委託する場合について適用されます。

2. 加算税制度の見直し

事前通知から更正又は決定の予知までの期間が新たな加算税の対象となります。税率は、過少申告加算税は5%（追加納税額が期限内申告税額と50万円のいずれが多い金額を超える部分は10%）、無申告加算税は10%（納税額のうち50万円超の部分は15%）となります。

また、短期間に繰り返して無申告等が行われた場合、加算税の加重措置が導入されます。無申告加算税または重加算税を賦課された者が5年以内に無申告又は仮装・隠蔽に基づく修正申告書の提出等をした場合、加算税が10%加重されます。

適用時期

平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

3. 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し

国税関係書類に係るスキャナ保存制度で、スマートフォンやデジタルカメラの撮影による領収書等の電子化が可能になります。経理担当者等による内容確認では、原則、原本の確認は不要となります。

また、小規模企業者には特例が設けられ、経理担当者等以外の第三者が行う必要のある内容確認の事後検査を行う者を税理士等が行う場合には、経理担当者等による内容確認が不要となります。

スキャナ保存制度は、申請書を提出して、税務署長等の承認を受ける必要があります。

適用時期

平成28年9月30日以後に行う承認申請について適用されます。



*本内容は、平成27年12月24日に閣議決定された平成28年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」の内容が拡充されました。

消防団員の確保と活動の充実を図るため、一定の要件を満たした消防団員を雇用する事業所の事業税を軽減する「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」の一部が改正され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

法人事業税の軽減については次のとおりです。

1 対 象

出資金の額が 1 億円を超える特別法人（※）を対象に加えました。

以下の要件を満たす、知事の認定を受けた法人（資本金又は出資金が 1 億円以下の法人又は出資金が 1 億円を超える特別法人に限ります。）

- (1) 県内に事業所等を有し、かつ当該事業所等のすべてが県内市町の「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けている。
- (2) 県内の事業所等における使用人等のうち、消防団員が 1 名人以上（出資金が 1 億円を超える特別法人にあっては 3 人以上）いる。
- (3) 消防団活動について配慮した規程（就業規則等）を整備している。

※ 出資金が 1 億円を超える特別法人は、地方税法に規定する特別法人であって、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から対象になります。

2 適用期間

適用期間を 3 年延長しました。

平成 24 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度の事業税

3 控除内容

10 万円から 100 万円に控除限度額を引き上げました。

事業税額の 1 / 2 に相当する額を控除 (100 万円を限度)

※ 平成 28 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度に係る法人の事業税の控除限度額は 10 万円となります。

4 協力事業所等認定の申請先

中部危機管理局地域支援課 藤枝市瀬戸新屋 362-1 藤枝総合庁舎 2 階

電話 054-644-9168

具体的な手続きは、消防保安課ホームページ（www.pref.shizuoka.jp/bousai/shobo/）をご覧ください。

大井川焼津藤枝スマートインターチェンジのご案内 ETC専用

スマートICのご利用方法

- ①ETCカードがETC車載器に正常に挿入されていることを確認する
- ②ゲートの手前で必ず一旦停止する
- ③ゲートが開いたら、ゆっくりゲートを通過し、標識に従って進む

※誤進入、ETCカード挿し忘れの場合等は、Uターン路により、元の道路へ戻ることが、可能です



期待される整備効果

- ・東名高速道路へのアクセス向上による地域産業の活性化
- ・国道150号等の交通混雑緩和とCO2排出量の削減
- ・第三次救急医療施設までの搬送時間の短縮

スマートインターチェンジのご利用にはETC車載器とETCカードが必要です。

スマートIC位置



隣接ICまでの距離

焼津IC	7.8km
吉田IC	4.2km

主要な公共施設までの距離

焼津市役所大井川庁舎	2.4km
藤枝市役所	6.5km
JR藤枝駅	4.1km
大井川港	6.1km
富士山静岡空港	12.5km

区間料金表(抜粋) 平成28年3月現在

(距離: km / 料金: 円)

IC名	距離	軽自動車	普通車	中型車	大型車	特大型車
東京	181.4	3,720	4,610	5,490	7,490	12,300
厚木	146.4	3,030	3,740	4,460	6,070	10,000
沼津	78.1	1,820	2,240	2,650	3,590	5,870
静岡	19.6	580	680	790	1,020	1,590
焼津	7.8	330	370	410	500	730
大井川焼津藤枝	—	—	—	—	—	—
吉田	4.2	250	270	300	350	470
浜松	48.6	1,190	1,450	1,710	2,290	3,710
豊川	87.6	2,020	2,490	2,950	4,000	6,560
名古屋	144.1	2,990	3,700	4,400	6,000	9,880

平成29年度

税制改正要望

藤枝法人会発→ 全法連 → そして政府へ

公益社団法人藤枝法人会
税制・税務委員会

総 論

安倍政権の掲げる「一億総活躍社会」が今話題です。その言葉通り、あまねく国民一人一人が生きがいを感じながら活躍出来る社会、そして強い経済の実現に向けた取組が、更に経済の好循環を生み出していくシステムになっていく社会は本当に結構な事なのですが、そうなるにはまだまだ長い道のりと時間が必要だと感じます。とかく政権与党は、すぐに耳当たりの良い理念理想をスローガンに掲げ、野党はその現状や進捗状況に批判ばかりする。必要なのは、理念の正当性を説く丁寧な説明と、理念に近づくための地道な努力です。政治家はもっと知恵とリーダーシップを発揮し、役人たちはもっと汗をかくべきだと思います。保育園ひとつ満足に揃えないような事では、「一億総活躍」などほど遠い話です。

行財政改革が少しも進みません。消費税率引上げという国民負担を課す前に、公務員数の削減・給与の見直し、更には国・地方議員定数の削減・報酬の引下げなど、行政経費の削減が先ではないでしょうか。縦割りの組織に横櫓を入れて、もっと柔軟な発想で改革を進めて頂きたいものです。国と地方の役割分担も大きく見直し、二重行政にならないよう効率化を進めていただきたい。その意味でも、道州制は高いハードルですが、その制度のメリット・デメリットを検証していく必要性を感じます。今後、更なる議論の深まりを期待しています。

消費税率引上げに関しても、軽減税率の導入は決まりましたが、適用品目等に疑問が残ります。選挙やマスコミ対策だけの為の施策で無い事を祈ります。インボイスの作業負担や、税率が引き上げればさらに益税や延滞の問題が大きくなってきます。まだまだ消費税については課題が多く、しっかり問題意識を持って対応すべきです。

平成28年度税制改正において、法人税率引下げが行われ、私どもの要望がわずかながら反映されました。しかし投資促進税制が29年3月末までの制度であり、また、外形標準課税の対象先の拡大の動きがあるなど、産業界の大部分を占め、産業活動を下支えしている私ども中小企業にとって、安心して設備投資を進めていく環境には未だ至りません。「公平・中立・簡素」という税制の原則に則った恒久的な税制を強く望みます。今後、日本経済が本当に活力を取り戻し、努力した者が報われる社会、善良な私ども中小企業が経営を維持成長できるような税制を目指し、平成29年度税制改正に関する提言をまとめました。

基本事項

1. 法人の税負担のあり方

(1) 法人基本税率の引下げ

平成28年度の改正により法人税率及び法人事業税所得割が段階的に引き下げられ、国税・地方税を合わせた法人実効税率が29.97%、平成30年度には29.74%になるが、国際的に見てまだ高い水準にあるため、租税特別措置の整理・合理化等により課税ベースの拡大を考慮しつつ、さらに法人基本税率を引き下げ、地方税の負担軽減と併せて、法人実効税率を少なくとも欧州・アジア主要国並みの20%台前半にする必要がある。

(2) 課税ベース拡大への配慮

平成27年度・平成28年度の税制改正において欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直しが行われた。大企業を中心としたこれらの施策は法人実効税率引き下げの財源確保の観点から、ある程度止むをえないところではある。しかしながら、今後、これらの施策が資本金1億円以下の中小法人に向けられた場合、未だ景気回復の流れに乗れず苦しんでいる中小企業にとって、更に厳しいものとなる。法人実効税率引き下げの財源確保は必要不可欠であるが、中小企業に対する課税ベース拡大への十分な配慮を強く要望する。

(3) 中小企業の軽減税率の適用（中小企業優遇税制の確立）

我が国の中小企業は、国の経済構造において重要な役割を果たし、地域経済の大きな担い手となっている。しかし、近年、中小企業は度重なる法人税課税ベースの拡大により、雇用や金融面の問題も含め、極めて不利な立場に置かれている。

また、連結納税制度が導入され、連結納税に伴う税収減を補うための方策として導入された措置も、結果的に法人税の課税ベースの拡大を招き、中小企業にとって不利となっている。

現行の中小企業に対する軽減税率を更に引下げるとともに、長年にわたり据え置かれている軽減税率適用の所得限度額800万円を1,600万円にまで引上げるなど、担税力の弱い中小企業への配慮を要望する。

また、軽減税率については、平成27年度改正において、15%への軽減税率が2年間延長されたが、これを恒久的な引き下げとすべきである。

(4) 同族会社の留保金課税の全面的廃止

中小企業の体質強化の阻害要因となってきた「同族会社の留保金課税」は、平成19年度の税制改正で資本

金1億円以下の企業は対象外とされたが、中小企業にとっての外部資金の調達は依然として難しく、内部留保が柱となっている。中小企業の財務体質を強化する観点からも全面的に廃止することを要望する。

(5) 特別法人への課税の適正化と特殊法人の見直し

特別法人への課税は、本来、活動の実態に応じて課税すべきものである。

公益法人等に対する調査、指導を適切かつ厳正に行い、課税の適正化を一層図るよう要望する。特に、官僚の天下りや税金の無駄遣いの温床となり易いと判断できる 特殊法人は、直ちに廃止する等の措置を断固要望する。

(6) 交際費課税の損金算入

交際費等の損金不算入については、平成26年度税制改正により、交際費の中小法人に係る損金算入の特例（定額控除限度額800万円）について適用期限が2年延長されるとともに、交際費の額のうち飲食のために支出する費用の額の50%が損金の額に算入できること（大企業にも適用）のいずれかを選択適用できるようになったが、そもそも交際費は中小企業のみならず全ての企業の活動にとって必要不可欠な経費であり、経営上の経費性を否定することは誤りであり、抜本的な見直しが必要である。

直ちに廃止できない場合は、資本規模に関係なく一定の損金算入を認め、現在の損金算入限度額を大巾に引上げるよう要望する。また、慶弔費用は、交際費とは別に損金算入を認めるべきである。

また、この損金算入の特例は、本則に戻すべきである。

(7) 減価償却制度の改善

a. 平成19年度の税制改正以後、減価償却制度は度重なり改正されてきたが、まだまだ不十分である。益々加速する技術革新、激化する国際競争に対抗するため、耐用年数を国際的水準に合わせて更に短縮するとともに、分類についても更に簡素化するよう要望する。

また、同じ耐用年数での償却率が3種類混在する。定額法への一本化も検討されており、結果として事務処理の煩雑さを増し、ソフトウェアの更新など新たな費用負担も発生している。

b. 次に、少額減価償却資産の損金処理限度額30万円未満を資本金にかかわらず50万円に引上げ、恒久的な税制とするとともに、損金算入額の上限（合計300万円）の枠を廃止または拡大し、制度を本則化することを要望する。

また、簡素化及び徴税コストの低減のためにも、一律30万円未満を少額減価償却資産とし損金算入とすることを要望する。

c. 平成28年度改正により、建物附属設備・構築物について、定率法が廃止され、定額法に一本化されました。本改正は時期尚早の感があり、せめて耐用年数の短縮化を要望する。

(8) 役員給与および役員賞与の取り扱い

a. 役員給与は原則損金算入とすべきである。現行制度は役員給与の損金算入が限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課されている。役員給与は、本来職務執行の対価であり、原則損金算入できるように見直すべきである。

b. 同族会社にも利益連動賞与の損金算入を認めるべきである。

前記a. が実現するまでは当面の措置として、経営者の経営意欲を高め企業活力を与える観点から、同族会社における役員の利益連動賞与についても、一定の要件のもと損金算入を認めるべきである。

(9) 自然災害等に備えた税制の確立（法制化）

全国で地震・風水害・雪害等による被害が多発している中で、平成26年度改正で耐震改修投資促進税制の創設がなされたが、不特定多数の者が利用する建物等に限定されており、全ての企業の防災事前対策費用（防災改修、食料品備蓄、発電装置、飲料水再生装置等）につき即時償却または税額控除等の税制措置の創設を要望する。

(10) 寄付金の損金算入限度について

平成21年度の税制改正において、特定公益団体等に対する寄付金の損金算入限度額の所得基準について若干の改定が行われたが、引き続き次を要望する。

a. 開発行為に伴う資産の無償提供を寄付金で処理する場合、繰延資産として処理することになっているが、行政上の要請により協力するものであり、一括損金処理を認めること。

b. 寄付金については、高齢化や環境問題への対応、芸術文化活動への支援などで企業の果たす役割はますます重要性を増している。このため指定寄付金の認可条件を緩和するとともに、一般寄付金の非課税枠の拡大を求める。

また、少額な寄付金（3万円以下）は全額損金として認めること。

c. 特定公益団体に対する寄付金は一般寄付と区別し、損金算入できるようにするとともに、公共的な団体に

対する寄付金は、指定寄付金と同様な取扱いとすること。

(11) 支払配当金の二重課税の排除

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しを要望する。

(12) 大法人の子会社に対する中小特例の見直し

大法人の100%子会社の税制上の取り扱い（中小特例の適用）について見直されたが、雇用延長策や雇用確保策の点からも除外するのは不適當であり、特例措置適用とすることを要望する。

(13) 生産性向上投資促進税制の見直し

平成26年1月より、民間投資と消費の拡大を図るため生産性向上設備投資促進税制の創設及び中小企業投資促進税制の拡充がなされたことは、経済活性化という面で評価できる施策と考える。ただし、生産性向上設備投資促進税制は手続きが煩雑であるため、利用しやすいように簡略化することを要望する。

また、新設の生産性向上設備投資促進税制における適用ジャンルの拡大、即時償却または税額控除の適用を要望する。

なお、現行の中小企業投資促進減税は投資初年度において全額控除できない場合、1年間の繰り越しが認められているが、有効活用できるように制度面での配慮が必要である。具体的には、繰り越す控除額があり、2年目にも同様の投資が行われた場合、控除額は初年度の控除額、繰越額の順で控除される。利用拡大を図るためにも繰り越し控除額、新たな控除額の順で控除すべきである。

また、本税制は平成29年3月末までの制度であるが、企業の設備投資を促す税制であり経済効果も見込まれるため、29年度以降も実施することを要望する。

2. 所得課税のあり方

(1) 税率構造の見直し

税率構造は平成27年度以降分から7段階構造となったが、累進税の構造はそのまま、税率も諸外国に比べ高率であり、依然として中間所得者層には重税感がある。

課税ベースを広げ、累進構造を是正し、適用税率を見直しすることを引き続き要望する。

また、国・地方合わせた実効税率は50%以内にすべきである。

(2) 課税最低限

課税最低限は依然として主要諸国と比較し高く、非納税者の国民全体に占める割合も年々高くなってきている。国民全般に税に関心を持たせ、税の公平性を保つ意味からも課税最低限度額を下げるとともに、パートやアルバイト収入に対しても源泉課税を行う等の"広く、薄く、公平な"税制を実現すべきと考える。

これにより現行比不利益となる低所得者層については、別途、社会保障面での対応を考慮することを提案する。

(3) 総合課税化

税の公平・中立・簡素の三原則から鑑みれば、最終的には総合課税化を目指すべきであり、総合課税の下に累進課税とすべきである。現行の「上場株式に係る配当所得」、「株式等に係る譲渡所得等及び先物取引にかかる雑所得」等については分離課税とされている。さらに、金融課税一体化等が進められている。しかし、これらは総合課税への道のりの過程であり、所得税は担税力に応じて税負担を分かち合うといった原則から考え総合課税とすべきである。これらの分離課税は20%と所得税の最高税率45%に比べ低い。分離課税適用の高額所得者にとっては、非常に有利な課税方法である。以上により、分離課税ではなく総合課税を目指すべきである。

その実現のために、N分N乗方式、2分2乗方式への移行やマイナンバー制度等の基盤の確立を急ぐべきである。

(4) 少子・高齢化社会に備えた環境整備と税制の再構築

a. 所得控除の見直し（少子化社会に備えた税制）

少子化社会に備え多すぎる所得控除を整理し、必要性の高い控除については控除金額を増額する等、控除制度全般を見直すべきである。

現在、「移転的基礎控除の導入」や「夫婦単位を対象とする新たな控除の導入」などの選択肢により基礎控除と配偶者控除の見直しがされているようであるが、家族のあり方や働き方に関する国民の価値観に深く関わることであり、丁寧な国民的議論が必要である。

新たな制度導入の前に、まずもって次項の「子育て支援控除制度」の創設を要望する。

b. 「子育て支援控除制度」の創設

先般、子ども手当（現行の「児童手当」）の支給に併せて年少者扶養控除が廃止されたが、特に少子化対策に効果があるものについては、子育て期間中の養育者控除を新設すべきであり、思い切って税額控除を行う等の教育や育児に関わる新しい斬新な制度の創設を要望する。

また、児童手当を廃止して、保育費用・学校給食・子どもの医療費等の無料化や出産費用の全額国負担、全国の保育施設の充実による保育待機児童対策などの環境整備を優先すべきである。

また、親子二世代以上の同居家族世帯に対する特別な控除など、子育てと親の介護がしやすく家族の絆が深まる環境を促進する制度の創設を要望する。

c. 公的年金課税制度の改善（高齢化社会に備えた税制）

定率減税の廃止など個人所得税の重課税傾向が強まっている。特に公的年金を受給している高齢者にとっては、老年者控除が廃止され、年金課税や後期高齢者医療制度など、ここ数年、高齢者への課税強化、負担増が目立っている。

公的年金受給者については公的年金以外の所得金額を重視し、公的年金以外に所得の無い者や少額な者については控除額を大きくしたり、一定水準額以下の年金は非課税にすることに加え、また高齢化の伸展に伴い介護老人等が確定申告を行うことが困難な場合が生じていることについての配慮を求める。

反面、多額の収入を得ている者には応分の負担を求める等、年金所得に対する控除について見直しを行うべきである。特に高額な公的年金受給者410万円以上の控除は廃止すべきで。

また、年金制度改正の対象とならない年齢層をなくすなど、既得権者だけが有利になるようなことのないように配慮して欲しい。

(5)自然災害等への対策を講じた場合の税制上の優遇措置

法人税の項でも述べたが、個人の場合でも同様なケースが生じる訳であり、自然災害に対する予防・安全対策を講じた場合は、その対策等に要した費用に対して雑損控除の枠を拡大する等の税制上の優遇措置を講ずるよう要望する。さらに、災害にあった場合については、雑損失のうちの災害により生じた部分は繰越控除に期間を無制限もしくは30年とすべきである。

(6)住宅関連税制の改善

平成27年より住宅ローン減税の拡充・延長がなされたが、住宅購入は税制に合わせて購入するものではなく、個人のライフステージに応じて購入するものである。

まずは、本制度の本則化を図り、制度自体を再構築すべきであり、特に控除期間については、一般の住宅ローンの借入期間に合わせて20年とするよう要望する。

(7)二重課税の全面的廃止

株式配当課税や酒税、そして揮発油税等において現行の税制度では二重課税となっている部分が極めて多い。経済活性化等の観点からも税制度全般を見直し、二重課税を全廃し、個人の消費意欲を喚起すべきである。

(8)復興特別所得税について

平成23年度改正により、東日本大震災からの復興財源として復興特別所得税が、平成25年分から25年間に亘りすべての所得税額の2.1%相当額を課税されることになった。25年間はあまりにも長すぎるものであり、より短期間の“復興”に対応した課税方法に改めることを強く要望する。また“復興”とは結びつかない使途が不明確なものは取りやめることを要望する。

(9)不動産譲渡損失の損益通算の復活

平成16年1月1日より居住用以外の土地建物を売却した際に生ずる損失については、損益通算が認められなくなったが、不動産の流動化にとって一層悪い影響を及ぼすこととなる。損益通算の復活を要望する。また、繰越控除も認めるよう要望する。

(10)不動産所得の負債利子の損益通算の復活

不動産に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合は、他の所得との損益通算が認められないこととなっている。この取扱いはバブル期の特別措置として設けられたものであり、納税者に不利益を強いるものである。

損益通算の復活を要望する。

3. 相続・贈与税制のあり方

相続税は、米国をはじめ西欧諸国を中心に廃止の傾向にある。

平成25年度税制改正にあるような相続税の課税強化の方向性はもとより、わが国の相続税制が今後も現行のまま推移すれば、国内財産の海外へのシフト、即ち国内財産の空洞化を招くこととなるので、近い将来、廃止することを要望する。

(1)相続税の課税強化の見直し

平成25年度税制改正（平成27年1月より施行）において、基礎控除の大幅な引き下げ等相続税の課税強化がなされたが、国際的に見て主要先進国とほぼ同水準の現行水準から、むしろ基礎控除額の引き上げを要望する。

(2)事業承継税制の確立

現在の我が国の事業承継税制は、欧米諸国に比べ未だ不十分なため、相続・贈与時に、日本経済の担い手である中小企業にとって、存続に関わる大きな問題である。

平成27年度税制改正により事業承継の要件緩和がなされたが、これら緩和後の要件であってもまだまだ不十分であり、中小企業の厳しい経営環境から見て極めてハードルが高いものである。国際競争上、事業資産について原則非課税としている欧米諸国とは、勝負にならない。欧米諸国と同様、事業承継に係る事業資産は非課税とすべきである。

全面非課税となるまでの間、以下の点について見直しを求める。

- a. 取引相場のない株式の課税価格は、事業承継にとって大きな足かせになっており、当面軽減税率で対応するのであれば、軽減税率を70%まで引き上げるべきである。
また、この軽減措置は小規模宅地の課税価格の特例と選択適用となっているが、これを切り離して、それぞれに適用できるよう要望する。
- b. 発行済み決議権株式の総数の3分の2までの上限があるが、これを廃止して全ての株式を対象とすること。
また、相続税の納税猶予利率の80%を100%に引き上げを要望する。
- c. 納税猶予を免除する期間が死亡時までとなっているが、5年経過時点で納税猶予額の全額猶予を要望する。
- d. 後継者が複数人いる場合は、猶予対象者を「常勤で代表権を有する者」まで拡大し、複数人での継承を認めることを要望する。

(3)非上場株式の評価について

事業承継における問題点を踏まえ、平成20年度までの非上場株式の評価制度を復活させる必要があると考えられる。この制度を復活させた上で、従来の10%評価減方式を80%以上評価減に拡大させるとともに、適用要件のうち発行済株式等の総額20億円の上限の緩和、同族関係者の株保有割合50%以上の緩和等、同族色の少ない非上場会社も対象になるような改正を従来の制度に施し、今回の納税猶予制度と並立させてどちらかを選択できるように、制度の拡充を図るよう要望する。

(4)相続時精算制度について

平成15年度の税制改正で相続税・贈与税制において、その一体化と税率の若干の引下げが実現したが、この一体化措置は現行制度との選択制になっている。

生前贈与とはいえ死亡時に改めて相続額に組み込まれるので、精算課税制度を選択した場合は、その都度申告しなければならない。

生前贈与の円滑化のためには、更なる税率の引下げと贈与段階で納税が完了するように手続を簡素化すること。

また、複数年にわたり利用できる2,500万円の非課税枠を上げるべきである。

これに関連した提案であるが、従来方式での基礎控除額であっても、居住用等の使用目的によって基礎控除額を増大させれば、一層贈与が促進するのではないかと考える。

また、同制度活用促進のため、相続物件の評価につき相続時かあるいは採用した時かのいずれか評価額が低い方を選択適用できるように要望する。

4. 地方税制のあり方

(1)地方自治体の課税自主権の拡大に伴う監視の強化

政府の"三位一体改革"により地方自治体の課税自主権は大きく拡大していくことは確実である。まず、税源の移譲を皮切りに地方分権改革はスタートしたが舵取りを誤ると地方行政の肥大化、ひいては地方財政の破綻という最悪の事態も考えられる。

については、これからの地方の行・財政状況の変化、特に地方分権一括法により制度化された法定外目的税の運用等について、世論とともに、監視し或いはあるべき姿を提言できる利害関係のない第三者機関を設立する

ことを提案する。

(2)土地等不動産にかかる流通課税の見直し

地価の下落は保有資産の目減りをもたらし、不良債権処理を困難にする等企業経営に悪影響を及ぼし、景気回復の足かせとなっている。かかる経済状況下では、経済波及効果の高い不動産市場の流動化が不可欠である。譲渡課税については過重な譲渡所得税を軽減することや、登録免許税、不動産取得税、消費税等の流通にかかる課税を廃止または大巾に軽減することが必要である。更に、農地法、市街化調整区域の線引や建築基準法の諸制限等土地税制に絡む要件は、極めて複雑となっている。

特に、農地面積は減少しているにも拘わらず、耕作放棄地は増加している。

固定資産税を含めた不動産に係る税制全般について総合的かつ抜本的な見直しを要望する。

(3)固定資産税の見直し

行・財政改革は、国に限ったことではなく、当然、地方においても断行されなくてはならない。まず、このことを前提として、引き続き次を要望する。

- a. 平成19年度に法人税の減価償却方法が改正されたが、固定資産税においては「固定資産評価基準」を用いており、二重管理となっている。特に、特別償却・割増償却制度の適用及び評価額の最低限度額については、法人税と同様に扱うことを要望する。
- b. 固定資産税の税率を引下げ、基本税率を1%程度とするとともに、建物の減価償却を認め課税標準を引下げる。また、再建築価格方式によって行われている家屋の評価については、建築後の年数が経過しても評価は下がるという問題があるので、家屋建築後の経過年数に応じた評価法に改めるなど、税負担の軽減策を要望する。
- c. 固定資産税は、土地の利用収益力に基づいて課税されるべきもので、土地の担税力に着目する税ではない。長年に亘り地価が下落しているにもかかわらず負担調整との名のもとに課税の基礎となる評価額が実際の取引価格を上回る事例が多い。

評価方法を収益還元価格で評価するとともに、税率を軽減することを要望する。

- d. 固定資産税等の評価基準は公示価格の70%（平成6年度）としているが、地価が下がっている現状を考えると、評価見直し期間を3年に1回でなく、2年に1回程度に改定すること。

また、評価基準を現行の70%から以前の50%へ戻すことを併せて要望する。

- e. 新築住宅で耐火構造または準耐火構造については、新築後3年時から5年間家屋の固定資産税が1/2となる特例があるが、優れた耐震性のある住宅についても、同様の軽減措置を要望する。また、同制度の恒久適用化を要望する。
- f. 住宅の購入または新築にかかる不動産取得税の廃止を要望する。直ちに廃止できない場合は、当面、不動産取得税の控除額を2,000万円に引上げ、免税点を土地については200万円、建築家屋1戸については400万円とすること。

また、中古住宅についても、不動産取得税及び固定資産税を軽減するとともに、交換及び災害による代替取得も不動産取得税において減免規定を設けること。

- g. 本来都市計画税は、都市計画事業、土地区画整理事業に要する費用に充当するため、都市計画区域として指定された一部区域内に所在する土地、家屋について課税されるべきである。実態は納税義務者に一律かつ恒久的に課税され、固定資産税の一つとなっている感がある。都市計画税は廃止すべきである。
- h. 平成18年度に耐震改修促進税制が創設され、住宅について一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税が減額されることになった。同制度については、対象建物を住宅以外にも拡大するとともに、適用要件を緩和し、適用期間を延長して、更に利用し易い制度に改善することを要望する。

(4)償却資産に関わる固定資産税の廃止

諸外国には例が少ないことを踏まえ、企業の国際競争力を削ぐことがないように、償却資産の固定資産税を廃止することを要望する。

なお、廃止までの間は、国税と同水準の免税点への引き上げ、30万円未満の少額資産を対象から外すこと及び備忘価格（1円）までの償却を認めて欲しい。

(5)地方独自課税（外形標準課税）のあり方

地方独自課税の拡大、特に、外形標準課税は、既に応益負担として法人住民税や法人県民税の均等割、固定資産税、事業所税、超過課税等を負担しているにもかかわらず新たな納税を強いることとなり、企業にとって二重の負担となる。

また、赤字企業やベンチャー企業、黒字とはいえ収益力の低い中小企業にとって固定費の負担増となり、経済活力の成長・発展を阻害する要因となりかねない。

税額算定の基礎に人件費を含めることなども含め、安易な税収確保を求める姿勢には賛同できない。

まず、二重課税廃止の明確化、地方自治体の独自課税への規制を前提に、地方税の抜本的見直しを行うべきであり、特に、問題点の多い外形標準課税は廃止すべきである。

万止むを得ない場合でも、対象資本金の額を会社法の定義に合わせ5億円以下に上げるべきである。また、いかなる場合であっても、70%を超える企業が赤字経営に悩んでいる資本金1億円以下の企業（除く申告所得100億円超）にまで導入することは、断固、阻止すべきである。

(6)地方税体系の簡素化と徴税・納税手続の国税との一本化

地方税体系は、極めて多岐にわたり複雑で分かり難い。まず、地方税体系を見直し、整理し、分かり易い体系とすることを要望する。

また、申告・納税及び徴税手続を簡素化・効率化するとの観点から、消費税制で既に実施しているように、地方税を国税の付加税として申告及び徴税手続を一本化すべきである。直ちに一本化できない場合は、まず、県民税と市町村税を一本化しソフトランディングさせ、その後で国税と一本化することも止むを得ないと思う。

将来的には社会保険料の徴収を含めて一本化できれば、担当者の専門職化が一層促進され、職員数の削減等で更に効果が期待できる。

(7)非上場株式の少額配当への住民税課税の廃止

平成15年度の税制改正において、非上場株式の少額配当に係る住民税の所得割について非課税措置が廃止された。従来、少額配当は非課税で申告不要であったものが、住民税については自分で申告納税しなくてはならなくなった。

このような税制は直ちに廃止すべきである。

(8)事業所税及び超過課税の廃止

事業所税の床面積比例部分は、固定資産税と重複する等二重課税の性格が強くなっており、事業所税は全面的に廃止すべきである。事業所税の廃止に至る迄の間は、少なくとも免税点方式を基礎控除方式に改め、延納制度を認めること。

また、特定の企業を対象に課税する超過課税については、これまでの道路整備などではなく、当初の徴税目的であった地震（津波）対策に限定すべきである。

道州制推進の阻害要因ともなるので、早急に廃止することを強く要望する。

(9)自動車取得税・自動車重量税の廃止

現在、道路特定財源の廃止により課税根拠を喪失しているにもかかわらず、自動車取得時の自動車取得税と消費税、保有時における自動車重量税と自動車税（または軽自動車税）と二重課税になっており、自動車取得税と自動車重量税については廃止することを要望する。

5. 消費税制のあり方

消費税率の引き上げについて項目別に次の通り要望する。

(1)複数税率導入について

平成28年税制改正において、消費税率10%への引上げに伴い軽減税率の導入及び対象品目が制定され、また、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入が決定した。対象品目については、まだまだ検討すべき余地があり、今後も運用に当っては、柔軟に対処すべきと考える。

なお、平成29年4月の適用税率10%への引上げについては、引上げによる悪影響が発生しないよう景気条項を設定すべきである。

(2)外税方式について

表示方式については、現在「内税方式」（総額表示）と「外税方式」に併用が認められているが、中小事業者にとって消費税の引き上げに伴う販売価格への転嫁は非常に困難であることから、納税者の税意識を向上させることと消費税額の明確化のため「外税方式」への切り替えを要望する。また、価格転嫁ができるように、政府からの国民への周知徹底や行政指導の強化などを強く要望する。

(3)住宅取得の際の適用について

個人が一生に一度あるかないかの買い物に対して、消費税率の引上げは大変な負担を強いるものである。特に裾野の広い住宅産業ということを考慮すれば、一步間違えば景気回復の足を引っ張る懸念もある。個人がより良質で安心・安全な住宅に住めるよう、一定の条件を満たした居住用小規模住宅を購入、または新築する場合は消費税を支払った後、還付申告により一定割合を還付する税制面での優遇措置の導入を強く要望する。

(4)簡易課税制度と事業者免税点制度について

簡易課税制度のみなし仕入れ率は一部事業に対して見直しがされるが、消費税率引上げによる益税の問題もあり、簡易課税制度対象となる売上高及び事業者免税点の引き下げを要望する。

(5)消費税制において免税点制度、簡易課税制度等で改正が行われ、納税義務者が増加することになったが、反面、消費税の滞納が大巾に増えることが懸念される。

この消費税の滞納を防止するためには、所得税の源泉徴収方式を取り入れるなどの施策を要望する。

6. 印紙税の廃止

取引のグローバル化や電子取引の進展（IT化）等に伴い、事務手続を含めた税制全般について見直す必要性が生じている。

特に印紙税は、電子商取引の出現により課税客体である文書が無くなる訳であり、次第にその存在意義を失ってきている。平成26年度より一部印紙税の軽減措置が拡大されたが、海外での契約書の作成調印やネット取引による印紙税の節約傾向が強まるなか、印紙税は廃止すべきと考える。

全面廃止までに、文書課税は即刻廃止してほしい。

7. 道州制の採用

国および地方自治体はいずれも極めて厳しい財政状態にあり、これを再建・健全化するためには、財政支出の削減、国・地方議員の削減、行政機構の簡素化、行政の民間への委譲等、所謂"小さな政府"の実現が必要であるが、いずれも大胆な大改革を断行しなければ実現不可能である。

その一案として、昨年に引き続き『道州制』の採用を提案する。

全国の市町村の合併を推進し、全国を8から10の州（ブロック）に分け、都道府県を廃止して徴税の中心を州（ブロック）とする。そして地方に権限と財源を移譲し、政府は外交、防衛や教育、金融政策などに特化すれば、国と地方による二重行政の弊害を解消し、少なくとも同一業務を重複して担当する公務員を大巾に削減することができる。歳出の削減は勿論、地域的不均衡も是正され、"小さな政府"の実現が可能となる。ハードルは高いが、今こそ思い切った行・財政改革の柱として取り組むべきである。なお、道州制への移行を視野に、国から地域の事情をよく知る自治体に財源と権限を移譲すべきである。

8. 環境税のあり方

環境問題は、分野的にも地域的にも広汎かつ多面的な関連を有する問題であり、その税制上の対応については性急に論ずる問題ではない。従って社会トータルの問題として、環境問題個々の状況に応じて、巾広く慎重に検討すべきものとする。

環境税制について論ずる前に、環境の良化や保全に貢献するためにした経費を損金に算入できる措置や補助金の支給または助成する措置を考えるべきである。

また、平成24年度税制改正に組み入れられたが、地球温暖化対策のため石油石炭の税率の上乗せについては、暫定税率が残っている中での適用であり、暫定税率を含め廃止すべきである。

9. マイナンバー制度の導入

マイナンバー制度は、納税者の所得及び資産を把握するためには効果的な制度である。特に、利子所得、配当所得及び有価証券譲渡益の源泉分離課税から総合課税への移行時などの資産課税税制の一本化や社会保険料の徴収において、当局にとって極めて効率的かつ有効な制度である。

しかし、本制度は単に税制にとどまらず、導入・運用費用の増嵩、国内資金の海外シフト等の懸念に加え、個人情報保護等、国民生活に影響を及ぼす大きな問題を孕んでいる。導入にあたっては、関係省庁は決して縦割組織で対応することなく、省庁間の連携を密にした横割組織で対応することを強く要望する。

また、マイナンバー制度で得られた情報は公的機関が保有するのみとし、民間への転用は禁止し、様々な情報と状況を国民に対して十分に説明することを要望する。

10. 電子申告・納税制度のあり方

平成16年度から開始された電子申告・納税制度は、企業や税務当局にとって事務効率の改善等につながる有益な制度であり、"e-Tax"については、かなりの伸展が見られている。

しかし、ユーザー側にとっては、いまだ情報管理やシステムに係るセキュリティの問題や初期投資費用の問題等に加え、取扱方法を新方式へ変える抵抗感等が絡み、当初計画通りに伸展していない部門がある。

電子申告・納税制度を一層推進するためには、国税と地方税の取扱いを一体化することは勿論のこと、金融機関の税金納付に係る手数料を無料化する等の措置が必要である。特に、利用した場合は、法人・個人を問わず税額控除を行う等の何らかのインセンティブを与える施策が必要と考える。

また、同制度の普及のため、電子証明書の有効期間を5年に長期化することや同証明書発行費用・住基カード更

新費用等の無料化あるいは負担還元を検討する必要がある。

11. 企業会計と税務会計、国税と地方税、税法とその他関連法令との乖離是正

企業には企業会計と税務会計があり、それぞれの取扱上の相違から極めて複雑な会計処理が要求されている。また、時価会計、税効果会計や減損会計が導入され、その取扱内容が一層乖離してきている。同様のことが国税と地方税の取扱いでも見受けられる。また、将来、国際財務報告基準（IFRS）が導入される見込みであり、日本基準と合わせて開示が必要であるため、企業会計の事務負担や会計処理の煩雑さがますます増大すると考えられる。

企業経営の健全化、企業の事務負担の軽減等の観点から、企業会計と税務会計は勿論のこと、国税と地方税間の整合性も図るべく真摯な検討と国際財務報告基準への対応を含めた関連法令の改定を要望する。また、商法・会社法等の関連法令の改正や制定により税法との取扱いにおいて、乖離が目立ってきている。官庁の縦割組織による法制化姿勢を是正し、関連する法令については、官庁間で事前に調整を行う等、法令間の整合性を図ることを併せて要望する。

個別事項

1. 法人税

(1) 交際費について引き続き、次を要望する。

- a. 社会慣習上、その支出を避け難い慶弔費や贈答費、社会通念上相当と認められる冠婚葬祭等に係わる金額（1件3万円程度）は交際費の課税対象から除外すること。
また、飲食費の少額控除額5千円を1万円に上げること。
- b. 新社屋落成式、会社創立記念行事等の招待費用の交際費計上に際し、祝金や会費等の収入金額は、税務上の交際費から減算できるようにすること。

(2) 引当金の損金算入について

- a. 役員及び従業員の退職給与引当金の復活について
法人税法では退職給与引当金及び適格年金制度を廃止する一方、所得税法では退職金に対する手厚い非課税枠を設けるなど、取扱いにミスマッチが見られる。
企業負担を軽減するとの観点から、退職給与引当金の復活を強く要望する。
- b. 賞与引当金の損金算入について
賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。
- c. 東日本大震災のように、自然災害から生じる被害は経済活動に大きな影響を及ぼす。そのため、自然災害に備えた無税の引当金の創設を要望する。
なお、負債性引当金については、将来のある時期に損金経理されるものであるもので、発生した事業年度で損金算入すべきである。

(3) 資本的支出と修繕費の形式区分について、次を要望する。

- a. 資本的支出と修繕費の形式区分基準上の修繕費の認容範囲を個々の資産の取得価格50%相当額に上げるとともに、当該金額限度額を300万円に上げ、損金処理を認めること。
- b. 工場等の合理化のために、機械・設備の移設や集約等が必要となる場合がある。
現状ではその移設費は資本的支出とされているが、修繕費扱いとし損金算入とすることを要望する。

(4) 事業年度を跨がった場合の災害復旧費用の処理について

災害により被害を受けた法人の災害復旧費用で、事業年度を跨がった場合は、「災害損失特別勘定」で見積り、費用計上ができるようにすること。

(5) 減価償却関連事項として次を要望する。

- a. 法律・条例等により設備の新設もしくは改造した減価償却資産等については、特別償却を認めること。
- b. 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、日進月歩のソフトウェアの性格から取得時の一括損金算入を認めること。
認められるまでの間、電算機のソフトウェアの更新費用は50万円以下のものについては、一時の損金として認めること。

(6) 貸倒損失の損金処理できる特例について

平成23年度税制改正では、貸倒引当金の計上は中小企業、銀行、保険会社に限定されたが、設定根拠が合理的であれば、すべての業種に認めるべきである。

また、債務者に対する売掛債権について、その債権が明らかに回収不能である場合は、事務処理の煩雑化を避けるため、取引停止後1年以上という期間を6ヶ月以上に短縮すること。

(7)研究開発支援税制の本則化について

ものづくり日本にとって、国際競争力を維持・強化していく上において、研究開発投資は極めて重要なものである。研究開発支援税制は、わが国が国際競争力を保持していく上で有効な税制であり拡充すべきである。また、時限措置でなく本則化すべきである。

(8)電話加入権は非減価償却資産となっているが、加入権料が大幅に引下げられ、売買も不可能となっている。加入権料支払時に一括損金とするとともに、既に購入済の加入権は一括償却を認めること。

(9)外国子会社配当金益金不算入制度の対象となる外国子会社は出資比率25%以上となっている。現地資本及び国内複数会社での合併出資等の例を考慮した場合、出資比率は20%以上に引下げるべきと考える。

(10)リサイクル料の損金算入を認めること。

(11)相当の地代の認定基準を市場の実態に合わせ年6%から2%に引下げること。

(12)会社立て直しのために債権放棄した場合、「債務免除益」として課税関係が生ずるケースがあるが、債務超過した部分に相当する金額については益金不算入とすること。

(13)不況時における資金繰り等を考慮し、法人税の延納制度を復活させること。

(14)法人税及び消費税の申告期限、納付期限は、会社法に合わせ事業年度終了後3ヶ月以内と改めること。

(15)法人住民税の均等割り負担分を損金算入できるようにすること。

(16)災害見舞金への課税免除について

激甚災害法の指定を受けた地域内にある取引先に対する災害見舞金等は損金算入を認めるべきである。

2. 所得税

(1)諸控除の取扱いについて、引き続き次を要望する

- a. 基礎控除は、憲法25条第1項に基づき最低限度の生活に必要な費用として課税対象としていないものである。現行の基礎控除額38万円は低すぎる。
生活保護給付等と比較し、60万円に増額すべきである。
- b. 労働力確保の観点及びパートタイマー等の源泉課税を前提に、配偶者がパートタイマーである場合の非課税限度額を現行の103万円から150万円程度まで上げるとともに配偶者特別控除の年収限度を引き上げること。
- c. 年少者扶養控除が廃止されたが、少子化対策として、第2子以降の年少者扶養控除を再設定すること。
- d. 基本事項でも述べたが、高齢者への課税強化、負担増が目立っている。
所得制限を設けることは止むを得ないが、合計所得金額が500万円以下の高齢者に限って、従来どおり50万円の老年者控除を認めること。
- e. 高齢者の受け取る生命保険（含む共済）の満期返戻金や年金等について、非課税または軽減措置を講ずること。
- f. 医療費控除の最高限度額を300万円に上げること。

(2)退職所得控除額について、勤続年数20年以下の年40万円を60万円に、勤続年数20年超の年70万円を80万円にそれぞれ上げるとともに、標準年数（30年）の控除額1,500万円を2,000万円に上げること。

(3)給与所得者の申告について次を要望する。

- a. 平成27年度税制改正で、「所得2,000万円超」かつ「総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上」の場合は、財産債務調書を提出することに改正されたが、申告すべき意図・目的が判然としないので、この制度は廃止すること。もし、廃止に問題があるならば、申告の所得限度額を現行の2,000万円超から4,000万円超に引き上げること。
- b. 主たる給与以外の所得限度額を現行の20万円から110万円に上げること。

- (4)社会保険診療報酬の特例措置は、平成25年度税制改正でも更なる特定者に対する優遇措置（現行5,000万円が7,000万円に）がなされたが、産科・小児科及び過疎地域の医師を除き概算経費率による計算は廃止すべきである。
- (5)確定申告する配当所得の「少額配当」の定義を改め、1銘柄につき年10万円以下を20万円以下に、6カ月決算の時の5万円以下を10万円以下に、それぞれ引上げること。
- (6)源泉所得税に関する事項として次を要望する。
源泉所得税の納付期限のうち、12月分については、平成24年度改正により特例法人については1月20日迄となったが、全ての法人について1月末日迄と改定すること。
- (7)不動産の譲渡所得について次の事項を要望する。
- 長期・短期にかかわらず譲渡所得に該当する土地・建物等を譲渡した場合の概算取得費割合を現行の5%から20%に引上げること。
 - 譲渡所得の特別控除を大巾に引上げ、特に居住用資産を譲渡した時の特別控除額を現行の3,000万円を6,000万円に引上げること。
 - 資産が土地収用法等により収用された場合の特別控除額を現行の5,000万円から1億円に引上げること。
 - 青色申告における欠損金の繰越控除の期間については、現行の3年から5年に延長すること。

3. 相続税・贈与税

- (1)婚姻期間20年以上の配偶者の財産の相続については、全額非課税とすること。
ただし、経過措置として全額非課税となる迄の間は、相続税について配偶者の法定相続分相当額と2億円のどちらか多い金額を控除できることとすること。
また、夫婦間の相続について、不動産取得税は非課税とすること。
- (2)居住用財産を相続した者が引き続き自己の居住用に供する場合は、その居住用財産の評価額を限度として1億円の特別控除を行うこと。
- (3)相続財産確定のために支出した費用（遺言執行費用、弁護士、税理士費用等）を相続財産から控除できるようにすること。
- (4)相続税基礎控除額については、平成27年1月より「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」から「3,000万円+600万円×法定相続人の数」に引き下げられたが、むしろ引き上げるべきである。
相続税基礎控除額を現行の3,000万円から1億円に、法定相続人1人につき600万円を2,000万円に引上げること。
- (5)法定相続人が未成年者または障害者の場合の税額控除算出について、現行の税額控除額・年10万円はいかにも低過ぎるので、60万円程度に引上げること。また、特別障害者については年20万円を一挙に100万円程度まで引上げること。
- (6)法定相続人が取得した被相続人の生命保険金及び死亡退職金については、非課税とすること。廃止する迄は、少なくとも、それぞれの非課税限度額を、現行の500万円を3,000万円に引上げること。
- (7)非上場株式の評価に関する事項として次を要望する。
- 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、現行の5%保有を10%保有まで拡大すること。
 - 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、配偶者・直系血族・兄弟姉妹・1親等の姻族等の中心的な同族株主の持ち株割合25%以上の判定基準を50%まで引き上げること。
 - 非上場株式の評価においては、純資産価格及び類似業種比準価格の調整率を、現行の70%から20%程度迄引下げること。
 - 事業承継に際し相続税を延納する場合は、自社株式を担保とすることを認めること。また、その際には何等条件を設けないこと。
 - 純資産価額方式による評価にあたっては、従業員退職金の期末要支給額の全額を負債として取り扱うこと。

(8) 準確定申告及び納税期限を4ヶ月から6ヶ月へ延長すること。また、相続税の申告及び納付の期限を相続開始の日より1年以内に改めること。

(9) 贈与税について、婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産等の贈与の配偶者控除額を現行の2,000万円から4,000万円に上げること。

また、4,000万円に達する迄は重ねて贈与できることとし、適用回数の制限は設けないこと。また、夫婦間の贈与について、不動産取得税は非課税とすること。

(10) 直系尊属からの生前贈与や高齢者から若年層への資産移譲を促進するためには、最高税率55%は従前の最高税率50%に戻すべきである。

(11) また、贈与税の非課税枠を110万円から200万円に引き上げることを要望する。

(12) 相続後の一定期間内に被相続人から保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更生の請求ができるようにすること。

(13) 相続人が相続税の申告期限までに事業または居住を継続しない宅地についても、平成22年度の改正以前のように200㎡までの小規模宅地の評価減として50%の減額を可能とすること。

4. 地方税

(1) 法人・個人住民税について次を要望する。

- a. 基本事項でも述べたとおり、住民税は国税の付加税として一本化すること。
- b. 法人住民税の均等割の資本金区分を細分化し、中小企業について軽減を図ること。
- c. 個人住民税の各種控除額を所得税と同一とするとともに、課税最低限度額を所得税の課税標準と一致させること。特に、個人住民税の課税を所得税と同様、現年度課税とすること。

(2) 市町村合併を推進するとの観点から、超過課税、事業所税課税、農地の宅地なみ課税は、三大都市圏に限定すること。

(3) 県民税の利子割は納付内容が煩雑なため、国税に吸収し一本化すること。

(4) 自動車税関連事項として次を要望する。基本事項でも述べたが、自動車取得税と自動車重量税の廃止を要望する。

(5) 現在の土地の評価は、公示価格を基準に算定され、調整措置のうえ課税されているが、実態に即していない。公示価格、路線価、固定資産税評価額を一元化すること。（一物一価）

(6) 減価償却資産の取得額において、法人税で認められている圧縮記帳をした場合は、不動産取得税においても法人税と同様な取扱いとするか、または、廃止すること。

また、法人の減価償却資産の申告にあたっては、毎年1月1日直前の事業年度末における帳簿価格によることと改定すること。また、提出期限は2月末日迄とすること。

(7) 公益・一般社団化された法人会が直接かつ本来の事業の用に供する不動産の固定資産税及び不動産取得税は商工会議所や商工会の例に準じて非課税とすること。

(8) 地方税（住民税、事業税）については、欠損金繰戻し還付制度を設けること。

また、併せて延納制度も設けること。

(9) 2つ以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の事業税及び住民税の申告・納付並びに特別徴収となる従業員個人の住民税については、当該法人の本店所在地において一括して納付できるようにすること。

また、申告用紙が地方自治体ごとに異なるので、全国共通とし統一化すること。

(10) 課税台帳の縦覧にあたっては、近隣地または他の同種建築物等と課税価格の比較が容易にできるようにすること。

また、常時、縦覧できるようにすること。

(11)ゴルフ場利用税を廃止すること。

(12)固定資産税の免税点を基礎控除方式に改め、物価変動を考慮して土地100万円、家屋50万円、償却資産300万円とすること。

5. 消費税

(1)消費税の確定申告書の申告期限及び納付期限の延長を法人税と同様、事業年度終了後3ヶ月以内とすること。

(2)消費税の各種届出書の届出内容は複雑で、現行の提出期限（課税期間の開始日の前日）迄に届出の是非を適切に判断することは困難である。提出期限を消費税の前年度の確定申告書の提出期限迄延長すること。

(3)ガソリン、軽油や酒類等には、それぞれ揮発油税や酒税等が課税され、また、購入時には消費税が課税されている二重課税は廃止すべきである。

6. 印紙税

印紙税については、基本事項でも述べた通り、基本的には廃止すべきと考えるが、廃止までの間、次を要望する。

(1)印紙税は文書内容により税額が異なり、課税文書かどうかの可否判断が非常に難しい。
簡素化し、分かり易くすること。また、納税額を定額とすること。

(2)売上代金受取書の印紙税の非課税限度額を、現行の5万円未満から10万円未満に上げること。また、配当金領収書または配当金振込通知書の非課税限度額を5万円未満に上げること。

(3)約束手形及び為替手形の印紙税の非課税限度額を、現行の額面金額10万円未満から30万円未満に上げること。

(4)消費貸借にかかる契約書は金額に関係なく、また7号文書（継続的取引となる契約書）を含めて一律200円にすること。

(5)法人の役員再選・重任の登記の際の登録免許税を廃止すること。

以上

各国の料理をバイキングで楽しむ！

生ビール(エビス・マイスター) オレンジジュース、烏龍茶飲み放題！

■設定日/2016年7月〔下記の6日間〕

14日(木)・15日(金)・18日(祝)・19日(火)・20日(水)・21日(木)

■宿泊料/1泊2食付諸税込

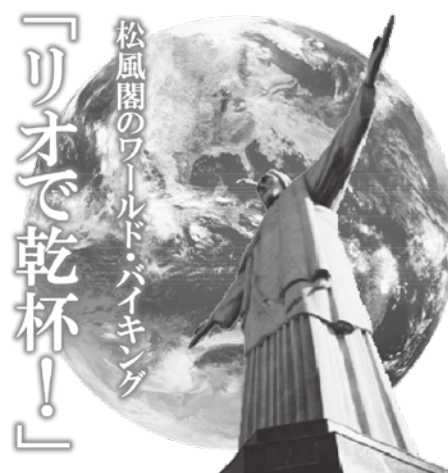
1室のご利用人員	5～6名様	4名様	3名様	2名様
お1人様ご宿泊料	10,000円	10,500円	11,500円	13,000円



ホテルアンビア松風閣

焼津市浜当目海岸通り星が丘 〒425-0012
TEL054-628-3131

◎詳細は専用パンフレットをご確認ください。



ネットが便利 申告・納税 e-Tax

添付書類の提出が便利になりました。



イメージデータで送信

e-Tax で申告書及び申請・届出書データ（以下「申告書等データ」といいます。）を送信する際に、別途、郵送などで書面により提出する必要があった添付書類について、イメージデータにより送信することができるようになりました。

イメージデータで送信可能な添付書類は、出資関係図や収用証明書などです。イメージデータで送信可能な具体的な添付書類名や留意事項などの詳細については、e-Tax ホームページ「添付書類のイメージデータによる提出について」(www.e-tax.nta.go.jp/imagedata/imagedata1.htm)でご確認ください。

1 PDF形式のイメージデータを作成

- 添付書類（書面）のスキナーによる読み込みやパソコンで作成した添付書類（文書データなど）のファイル形式の変換などにより、PDF 形式のイメージデータを作成します。
- イメージデータ作成時の留意点
 - ・ 目視により内容の確認ができること
 - ・ パスワードを設定していないこと
 - ・ 白黒で解像度は 200dpi 以下を推奨

2 作成したイメージデータを送信

- 作成したイメージデータの送信方式は、申告書等データと同時に送信する「同時送信方式」及び申告書等データ送信後に別途、受信通知から追加で送信する「追加送信方式」があります。
- 利用している税務・会計ソフトでイメージデータを送信できない場合は、申告書等データを e-Tax に送信後、その受信通知から「e-Tax ソフト（WEB 版又は PC 版）」でイメージデータを追加送信することができます。

..... 留 意 事 項

- 申告書、申請・届出書やイメージデータによる送信の対象とならない書類をイメージデータで送信された場合、法令上、その送信は効力を有しないこととなります。この場合、改めて、電子データ（XBRL 形式又は XML 形式）の送信又は書面による提出が必要であり、再送信又は書面提出の日が文書收受日となります。
- 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類（収用証明書、登記事項証明書など）は、法定申告期限又は提出した日から原則 5 年間保存しておく必要があります。
- 税務署で、送信されたイメージデータの内容が確認できない場合には、イメージデータの再送信又は書面による提出が必要となります。



財務諸表及び勘定科目内訳明細書データを e-Tax 送信

税務・会計ソフトで作成した法人税申告の財務諸表及び勘定科目内訳明細書データ（以下「財務諸表等データ」といいます。）が、e-Tax で受付可能なデータ形式（XBRL 形式又は XML 形式）で作成されていない場合、別途、郵送などで書面による提出が必要でしたが、国税庁が定めたファイル形式（CSV 形式）のデータであれば、e-Tax で受付可能なデータ形式に変換し、e-Tax に送信することができるようになりました。

1 財務諸表等データの CSV ファイルを作成

- 国税庁が定めたファイル形式（CSV 形式）でデータが作成できる税務・会計ソフトを使用して、財務諸表等データを作成します。

2 CSV ファイルを組み込み、データ変換し、送信

- ①で作成した CSV ファイルを e-Tax で受付可能なデータ形式に変換できる税務・会計ソフトに組み込み、データ形式を変換の上、e-Tax に送信します。
- 利用している税務・会計ソフトが e-Tax で受付可能なデータ形式に変換する機能を有していない場合は、「e-Tax ソフト（PC 版）」に組み込み、データ形式を変換の上、e-Tax に送信することができます。

..... 留 意 事 項

- 財務諸表については、データ変換時に、勘定科目名称が変更される場合があります。
例：「現金・預金」→「現金及び預金」
- 作成した CSV ファイルを税務・会計ソフト又は「e-Tax ソフト（PC 版）」に組み込む場合、データ容量に制限（10MB）があります。

e-Tax の利用可能時間

▶ 月曜日～金曜日 8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合や、時期により延長する場合があります。e-Tax のご利用に当たっては、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

e-Tax の利用開始の手続、「e-Tax ソフト」及びそのパソコン操作に関するお問合せに電話で対応する専用窓口です。パソコンなどを起動してお問合せになる画面を表示させてからお電話ください。

なお、申告書などの作成、記載内容などのご相談は、最寄りの税務署へお問合せください。

ナビダイヤル(全国一律市内通話料金) **0570-01-5901**

▶ 月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※税務・会計ソフトに関するご質問については、各税務・会計ソフト販売会社へお問合せください。

※受付時間は、時期により延長する場合があります。お問合せに当たっては、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。

● 詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。

利用開始の手続、e-Tax の推奨環境、「e-Tax ソフト」の操作方法及びよくある質問（Q&A）など、e-Tax に関する最新の情報をお知らせしています。

www.e-tax.nta.go.jp

🔍 イータックス

検索

リサイクルマーク (A)
この印刷物は、資源物の紙へ
リサイクルできます。

平成 28 年 4 月

平成28年2月10日～5月19日

放送局

このマークは当会のホームページ内の「e 講演放送局」にて公開中のものです。

藤枝法人会 e講演放送局 音声講演一覧

検索

ユーザー名:koen パスワード:hoso (パスワードは****と表示されます。)

全法連・東海法連・静岡県連



3月8日 第70回東海法人会連合会大会
会場 / ウェスティン名古屋キャッスル



4月14日 第11回全国女性フォーラム福島大会
会場 / ビックパレットふくしま

平成28年4月14日(木)ビックパレットふくしまにて、全国の法人会女性部会員約1,600名が一堂に会して、「心をひとつに 伝えよう 繋ごう 創ろう 福島から」を大会キャッチフレーズに、国税庁の川嶋課税部長様他多数の来賓ご臨席のもと、第11回法人会全国女性フォーラム福島大会が開催された。

記念講演では、フリーアナウンサーの大和田 新(おおわだ あらた)氏が「伝える事の大切さ、伝わる事のすばらしさ」と題し講演を行った。

また、会場内ホワイエには、小学生による「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品が展示され、平成27年度全法連女連協会会長賞として表彰された作品12点と、全国の単位会代表作品約390点を、来賓やフォーラム参加者は熱心に鑑賞していた。

本 会



2月10日 パソコンセミナー後期
テーマ 「情報漏洩・セキュリティ対策 IT 最新事情講座」
講師 / フィルゲート代表・EC 研究会理事 菊原政信 氏
会場 / 焼津文化会館



2月17日 税務講習会
 テーマ 「税務調査の可否判定」
 講師 / 藤枝税務署 副署長 矢澤 昇 氏
 会場 / 焼津文化会館



4月26日 新入及び社員研修講座
 第1部
 テーマ 「社員の心得」
 講師 / (株)フィールドデザイン 代表取締役 中山 佳子 氏

第2部
 テーマ 「社会人と税」
 講師 / 藤枝税務署 副署長 矢澤 昇 氏
 会場 / 焼津文化会館



5月19日 第4回定時総会並びに記念講演会
 演題 「安倍政権の課題とこの国の行方」
 講師 / 政治アナリスト 伊藤惇夫 氏
 会場 / ホテルアンピア松風閣



青年部会



5月17日 第4回全体会並びに記念講演会
 演題 「伝統産業の生き残りをかけて」
 講師 / (株)志太泉酒造 代表取締役 望月雄二郎 氏
 会場 / 小杉苑



4月23日 社会貢献活動 藤まつりにて税のPR活動
会場 / 蓮華寺池公園



5月12日 第4回全体会並びに記念講演会
演題 「プロ野球名選手に学ぶ「人生の十ヶ条」」
講師 / 元NHK静岡放送局キャスター・フリーアナウンサー 渡辺 弥生 氏
会場 / ホテルアンピア松風閣